

日医発第 559 号 (保 131)
平成 25 年 9 月 18 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義 武

平成 25 年度特定保険医療材料価格調査に対する協力について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省医政局長より本会あてに協力依頼がありました。

本調査は健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準)」の改正の基礎資料を得ることを目的として実施されるものであります。

本会といたしましては、従前どおり本調査に協力することといたしましたので、貴職におかれましても客体医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。(参考：前回調査は平成 23 年 10 月 3 日付日医発第 621 号にてご依頼)

調査内容につきましては添付資料 1 に示されるとおり、購入サイドからは病院約 2,200 (抽出率 1/4)、一般診療所 (歯科診療所を除く。) 約 1,300 (抽出率 1/80) 等が調査客体として抽出され、平成 25 年 5 月から同年 9 月取引分の特定保険医療材料 (ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料については平成 25 年 9 月取引分のみ) の価格、数量等を対象として、平成 25 年 10 月 1 日から同年 10 月 25 日までの間に実施されるものであります。

客体医療機関に対しましては、添付資料 2~4 の他に回答用 CD-R が送付され、回答に際しては添付資料 3 の CD-ROM を利用の上、CD-R により回答する方法が基本とされておりますが、手書きによる回答も可能とされております。なお、添付資料 3 の CD-ROM を使用できる環境にない場合には、製本版の特定保険医療材料コード表 (医科用) を希望する旨、各都道府県の調査担当吏員に申し出てくださいとっております。

調査票は平成 25 年 10 月 25 日までに調査票第 I に記載されている調査担当吏員あてに提

出いただくことになっておりますが、客体医療機関におきまして、本調査に関して不明な点や疑義が生じた場合には、各都道府県の調査担当吏員に問い合わせさせていただきますようご連絡ください。(添付資料3のCD-ROMの操作方法につきましては、添付資料4の9ページに記載されている「一般財団法人医療情報システム開発センター(MEDIS-DC)」に問い合わせさせていただくことになっております。)

(添付資料)

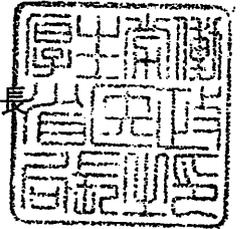
1. 平成25年度特定保険医療材料価格調査の実施について
(平25.8.29 医政発0829第3号 厚生労働省医政局長)
2. 特定保険医療材料価格調査
医療機関等用調査票・第I
医療機関等用調査票・第II
3. 平成25年度特定保険医療材料 価格調査用CD-ROM
(CD-ROMの中には以下のデータが格納されております。)
 - (1) 価格調査用プログラム
 - (2) PDF版特定保険医療材料コード表(医科用上・下巻、歯科用、保険薬局用)
 - (3) HTML版特定保険医療材料コード表
 - (4) 変換テーブル
 - (5) 平成25年度特定保険医療材料価格調査 回答要領
4. 平成25年度 特定保険医療材料価格調査 回答要領

医政発0829第3号

平成25年8月29日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



平成25年度特定保険医療材料価格調査の実施について

日頃から医療機器行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

標記につきましては、別紙要領により実施することといたしましたので、御協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。

(別紙)

平成25年度特定保険医療材料価格調査実施要領

1 調査目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその購入価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

特定保険医療材料

3 調査項目

調査対象品目の価格、数量等

4 調査期間及び提出期限

平成25年5月から同年9月取引分を対象として、平成25年10月1日から同年10月25日までの間に実施する。

ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料については、平成25年9月取引分のみを対象とする。

調査客体は平成25年10月25日までに都道府県に提出し、都道府県は同年11月5日までに厚生労働省に提出することとする。

5 調査客体

(1) 販売サイド

病院、一般診療所、歯科診療所、歯科技工所及び保険薬局に対して直接特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数を対象及び客体とする。

ただし、特定保険医療材料の取引が帳簿上だけであり、販売業者としての実態がなく、主として、特定の医療機関等とのみ取引している販売業者は対象としない。

(調査客体数 約6,500客体)

(2) 購入サイド

① 病院及び一般診療所（歯科診療所を除く。以下同じ。）の全数を対象とし、以下のように抽出された病院及び一般診療所を客体とする。

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により4分の1の抽出率で抽出された病院を客体とする。

(調査客体数 約2,200客体)

イ 一般診療所の全数から、層化無作為抽出法により80分の1の抽出率で抽出された一般診療所を客体とする。

(調査客体数 約1,300客体)

② 歯科診療所の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科診療所を客体とする。

(調査客体数 約1,200 客体)

③ 歯科技工所の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科技工所を客体とする。

(調査客体数 約 100 客体)

④ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出方法により30分の1の抽出率で抽出された保険薬局。

(調査客体数 約1,800 客体)

6 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。この場合、ア及びオについては厚生労働省が、イ及びエについては都道府県が、ウについては調査客体自らが行うものとする。

ア 調査票等の作成

イ 調査客体に対する調査票等の配布

ウ 調査票の記入等

エ 調査客体からの調査票等の回収

オ 調査票等の集計

